

山形県第一種大麻草採取栽培者免許審査基準（案）

第1 目的

この審査基準は、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する第一種大麻草採取栽培者の免許に関する審査基準について定め、免許事務等における公正の確保と透明性の向上に資すること及び大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第2 第一種大麻草採取栽培者について

1 免許の条件

第一種大麻草採取栽培者の免許は、次の要件を全て満たしている者に与えることができる。なお、原則として審査は、書面審査及び実地確認により行うものとする。

(1) 人的要件

ア 法第 5 条第 2 項に定める欠格事項に該当しないこと。

(2) 栽培目的等の妥当性

ア 大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること。

イ 栽培目的は、麻薬に該当しない又は指定薬物を含有しない大麻草の製品（飲食品、化粧品、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料、燃料）の原材料を採取することであって、単なる趣味・嗜好によるものでないこと。

ウ 事業計画は、大麻草の栽培から製造した製品の供給までの一連の過程が明確となっており、実現可能なものであること。

(3) 栽培管理の要件

ア 栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること。

イ 栽培地の面積は、原則として1アール（100㎡）以上であること。

ウ 栽培地は、第一種大麻草採取栽培者もしくは第一種大麻草採取栽培者が法人又は団体の場合は大麻草栽培に従事する者（以下、「栽培者等」という。）が実地に管理でき、盗難等が発生した際には栽培者等が直ちに対応できる場所であること。

エ 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースは、壁や扉等により明確に分離していること。

オ 大麻等を適正に保管できる施設を備えていること。

カ 日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること。

キ 第一種大麻草採取栽培者が自然人であって、栽培等の補助者を置く場合又は第一種大麻草採取栽培者が法人若しくは団体である場合は、栽培、保管管理等、関連する過程に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各過程の責任者が密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること。

ク 第一種大麻草採取栽培者が法人又は団体である場合は、栽培に従事する者が明確になっていること。

ケ 大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、濃度基準値を超えない大麻草の

種子等を用いて栽培することが明らかであること。

コ 必要に応じ、交雑を防止するための措置を講じていること。

(4) 盗難防止対策

ア 栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること。

2 申請に必要な書類

- (1) 大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則(昭和23年厚生省・農林省令第1号。以下「規則」という。)第2条の規定による申請書及び診断書
- (2) 免許を受けようとする者が個人であるときは、略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの
- (3) 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)
- (4) 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの
- (5) 免許を受けようとする者(法人又は団体であるときは、その業務を行う役員)に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるかなにかに関する医師の診断書
- (6) 免許を受けようとする者(法人又は団体であるときは、その業務を行う役員)が法第五条第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書(氏名部分は自著すること)
- (7) 栽培地の登記事項証明書
- (8) 栽培地の区域を示す図面
- (9) 栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類
- (10) 免許を受けようとする者が現に法第二条第三項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し
- (11) 事業計画書
- (12) 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真
- (13) 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使用関係を証する書類
- (14) 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類
- (15) 大麻及び大麻草の種子の盗難等を防ぐために講じる措置を記載した書類
- (16) 栽培に使用する大麻草の種子のTHC(テトラヒドロカンナビノール)の含有量を明らかにした書類

- (17) 栽培地の近隣に別の品種の大麻草を栽培する栽培者が存在する（し得る）
場合及び野生種が発生している地域である場合、交雑を防止するための措
置を記載した書類
- (18) その他知事が必要と認める書類

第3 免許条件

法第22条の2の規定により、上記の審査基準に基づいて、免許を付与するにあつては、以下の条件を付すものとする。

- 1 行政への報告、行政による立入り等の監視指導に対応・協力すること。
- 2 免許を受けた栽培者は、大麻草には麻薬が含まれていることを認識して、その厳重かつ適正な管理に留意するとともに、大麻の濫用を助長することにつながるような宣伝や広告等を行わないこと。
- 3 使用する種子が濃度基準値以下のものであることが明らかでない場合に当該種子を用いて栽培しようとするときは、その種子が濃度基準値以下のものであることを、検査機関が人工光下の促成栽培による分析で確認したものを播種すること。

附 則

この基準は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和元年12月14日から施行する。

附 則

この基準は令和●年●月●日から施行する。

「山形県大麻取扱者免許審査基準」の改正について

1 改正の理由

「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」（令和5年法律第84号）の一部施行に伴い、令和7年3月1日からその栽培の目的に応じて第一種大麻草採取栽培者（都道府県知事免許）と第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣免許）に区分されることとなった。これにより、大麻草栽培者免許制度が大きく変わることから、審査基準を改正するもの。

※ サンプリングのガイドラインを作成する他、上限値以下的大麻草から採取された種子等の検査を担う登録検査機関を別途定める。

<現行>			<改正後>			
	目的	免許権者	目的	免許権者	有害成分の規制	
大麻栽培者免許	繊維・種子を採取する目的	都道府県知事 (有効期間1年)	第一種大麻草採取栽培者免許	大麻草の製品の原材料	都道府県知事 (有効期間3年)	基準値以下的大麻草の種子等を用いて栽培
			第二種大麻草採取栽培者免許	医薬品の原料	厚生労働大臣 (有効期間1年)	医薬品原料のため基準値を超える栽培も可能

2 審査基準（案）の内容

(1) 題名の改正

「大麻取扱者」が「第一種大麻草採取栽培者」となることから、「山形県第一種大麻草採取栽培者免許審査基準」に変更する。

(2) 免許の条件の改正

別紙のとおり。なお、免許の条件については、以下の通知を参照した。

- ・ 第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について
(令和7年1月10日付け医薬発 0110 第2号)
- ・ 第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査に係る質疑応答について
(令和7年1月10日付け事務連絡)

(3) 大麻研究者に係る規定の削除

法改正により大麻が麻薬に位置づけられたことに伴い、大麻研究者免許は、麻薬研究者免許に移行した。また、研究の目的で大麻草を栽培する場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣免許）を受けることとされたことから、審査基準より削除する。

(4) 申請に必要な書類について

大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則第1条の2に規定された申請書、添付書類のほか、申請者が各要件を満たすことを確認するための書類の提出を求める。

3 今後の予定

令和7年3月1日 施行予定

新	旧
<p>(1) 人的要件 ア 法第5条第2項に定める欠格事項に該当しないこと。</p> <p>(2) 栽培目的等の妥当性 ア 大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること。 イ 栽培目的は、麻薬に該当しない又は指定薬物含有しない大麻草の製品（飲食料品、化粧品、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料、燃料）の原材料を採取することであって、単なる趣味・嗜好によるものでないこと。</p> <p>ウ 事業計画は、大麻草の栽培から製造した製品の供給までの一連の過程が明確となっており、実現可能なものであること。</p> <p>(3) 栽培管理の要件 ア 栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること。 イ 栽培地の面積は、原則として1アール（100㎡）以上であること。 ウ 栽培地は、第一種大麻草採取栽培者もしくは第一種大麻草採取栽培者が法人又は団体の場合は大麻草栽培に従事する者（以下、「栽培者等」という。）が実地に管理でき、盗難等が発生した際には栽培者等が直ちに対応できる場所であること。 エ 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースは、壁や扉等により明確に分離していること。 オ 大麻等を適正に保管できる施設を備えていること。</p>	<p>(1) 人的要件 ア 法第5条第2項に定める欠格事項に該当しないこと。申請者が法人の場合は、その業務を行う役員が法第5条第2項に定める欠格事項に該当しないこと。 イ 大麻栽培者として必要な経営的及び技術的能力を有すると認められる者。</p> <p>(2) 栽培目的の要件 ア 栽培目的が、大麻の吸食、観賞等、個人の趣味又は趣向によるものでないこと。 イ 栽培目的に社会的な有用性があり、かつ、合理的な必要性が十分認められること。 なお、「社会的な有用性」とは、大麻草の成熟した茎、種子及びそれらの加工品を山形県内の伝統的祭事に使用することや麻布製品の原材料として使用することなどをいう。 また、「合理的な必要性」とは、大麻草の成熟した茎、種子及びそれらの加工品でなくてはならない又はそれらの代替えをする適当なものが各種の事由によりない場合をいう。</p> <p>(3) 栽培地及び保管の要件 ア 栽培地の面積が、栽培目的に照らして妥当であること。 イ 栽培地は、大麻栽培者が常に管理でき、何らかの異変が生じたときには大麻栽培者自らが直ちに対応できる場所であること。 エ 大麻及び大麻草の種子（ただし、発芽不能処理を施したものは除く。）の保管は、専用の鍵をかけた堅固な設備内に貯蔵して行うこと。 なお、保管するための設備は、持ち運びができるものであってはならない。</p>

カ 日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること。

キ 第一種大麻草採取栽培者が自然人であつて、栽培等の補助者を置く場合又は第一種大麻草採取栽培者が法人又は団体である場合は、栽培、保管管理等、関連する過程に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各過程の責任者が密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること。

ク 第一種大麻草採取栽培者が法人又は団体である場合は、栽培に従事する者が明確になっていること。

ケ 大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること。

コ 必要に応じ、交雑を防止するための措置を講じていること。

(4) 盗難防止対策

ア 栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること。

ウ 盗難防止のため、生育する大麻の高さ以上の頑丈な柵で栽培地の四方を囲み、更に四方及び上部に鳥獣類が侵入しない措置が取られている構造であること。

また、入口には頑強な扉を設置し、施錠できるものであること。

(4) その他の要件

ア 大麻栽培者が大麻草を栽培するために用いる種子は、THC（テトラヒドロカンナビノール）含有量が少ない品種のものを用いること。

イ 種子や繊維の採取後、大麻草等の処分方法が適切であること。

1 事前にいただいた御意見について

意見	事務局回答
<p>(3) 栽培管理の要件</p> <p>キとクは、第1種大麻草採取栽培者について、第1種大麻草採取栽培者は都道府県知事から免許を受けた者であり、規則に記載された基準を満たしているからもらえる免許と考えれば、あえて“自然人”の文言は不要と考えます。</p> <p>さらに、キとクは、管理の内容であり、1つの項目としては文章が長くなってしましますが、一緒にまとめて良いと考えます。</p>	<p>“自然人”については、法人又は団体に対し、個人を指す文言として、通知2栽培管理エに合わせて、記載したものととなります。わかりにくい記載であることから、修正(案)のとおりとしていかがでしょうか。</p> <p>キ、クについては、申請段階から求めるものであることから、同項目上に第1種大麻草採取栽培者の記載があることは適当ではないと考えられますので、削除することといたします。</p> <p>キでは、責任分担を明確にすること、クでは、従事者を明確にすることを求めています。類似の内容のため、分けて記載することで求める項目が明確になると考えます。</p> <p>また、キが長いため、分けて記載することが適当と考えます。</p>

2 修正(案)について

修正前	修正(案)
<p>キ 第一種大麻草採取栽培者が自然人であって、栽培等の補助者を置く場合又は第一種大麻草採取栽培者が法人若しくは団体である場合は、栽培、保管管理等、関連する過程に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各過程の責任者が密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること。</p> <p>ク 第一種大麻草採取栽培者が法人又は団体である場合は、栽培に従事する者が明確になっていること。</p>	<p>キ 法人又は団体である場合(自然人が栽培等の補助者を置く場合を含む。以下同じ。)は、栽培、保管管理等、関連する過程に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各過程の責任者が密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していること。</p> <p>ク 法人又は団体である場合は、栽培に従事する者が明確になっていること。</p>

改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。

(※) 「大麻等」：大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール：幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分）
「麻向法」：麻薬及び向精神薬取締法 「施用」：医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】

- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則（施用罪）を適用する。
(※) 大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用（現行は大麻取締法で同様の規制有）
- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正

- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許（都道府県知事の免許）に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許（厚生労働大臣の免許）とする。
- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下的大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。
(※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等的大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。
- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

等

施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日（3. ①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日）

1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備

現状及び課題

- 従来、大麻については医療上の有用性がないと考えられており、**大麻取締法では、大麻から製造された医薬品の施用等が禁止**されている。しかしながら、近年、大麻草から製造された医薬品が、米国を始めとする欧米各国において承認されている。また、麻薬に関する国際条約である麻薬単一条約においても、大麻に関する規制の分類が変更され、**国際的にも大麻の医療上の有用性が認められた。**
- 日本においても、**大麻草から製造された医薬品である「エピディオレックス」**について、**国内で治験が開始**されているが、上記のとおり施用等が禁止されているため、仮に医薬品として薬事承認された場合でも、医療現場において活用することができない。

※「エピディオレックス」

諸外国で承認されている大麻草由来医薬品の一つ。既存のてんかん薬に強い抵抗性を示す難治性のてんかん患者に対し、長期に発作頻度を大きく低下させる。日本における適用患者数は、推計で2万人～4万人。

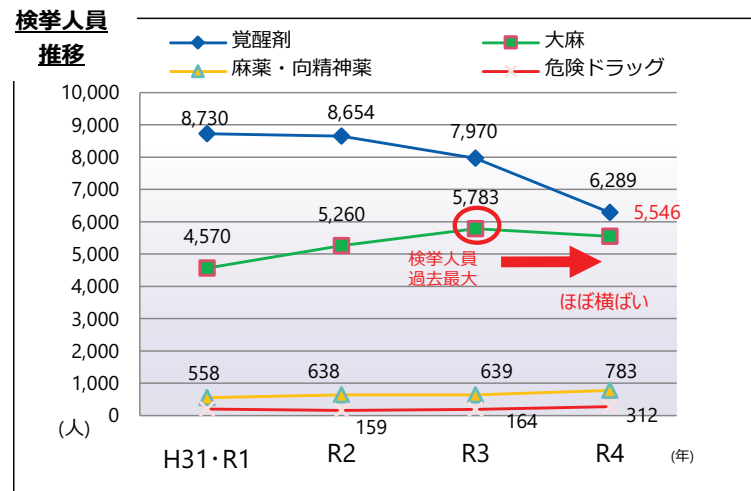
改正の内容

- 国際整合性を図り、医療ニーズに対応する観点から、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするため、**大麻から製造された医薬品の施用、交付、受施用の禁止規定を削除。**
- 大麻及びその有害成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール）について、**麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という）における麻薬の一つとして位置付ける。**
- これにより、大麻草から製造された医薬品（THCを含有するもの）は、麻薬として、麻向法の免許制度の下で適正に管理、流通及び施用を可能とする。

2. 大麻等への施用罪の適用等に係る規定の整備

現状及び課題

- 薬物事犯の検挙人員のうち、**大麻事犯の検挙人員**が令和3年まで8年連続で増加し、令和4年も依然として**高水準で推移**。また、年齢別では、30歳未満が約7割となっており、**若年層における大麻乱用が拡大**している。
- 大麻について、他の規制薬物と異なり、その**使用について禁止規定及び罰則が設けられていない**。大麻に使用罪がないことが使用へのハードルを下げているという調査結果が得られている。さらに、その所持に関する証拠が十分ではない場合、大麻の使用を取り締まることができない。
- 大麻は葉や花穂など、特定の部位に対する規制がなされているが、麻薬の場合には、有害成分を含有するか否かで規制されているという違いがある。
- 現行法で麻薬成分ではないカンナビジオール（CBD）自体の規制や製品中に微量に残留するTHCの規制が明確ではない。



改正の内容

- 大麻等を麻薬として位置付け、その不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、**麻向法の禁止規定及び罰則（施用罪）を適用**（7年以下の懲役刑）。
 - ※ 大麻等の不正な所持、譲渡や輸入等の規制も、麻向法に基づく規制・罰則に移行（大麻所持：5年以下の懲役→7年以下の懲役）。
- 麻向法の有害成分規制への移行に伴い、麻薬成分ではない大麻草由来製品（例：カンナビジオール（CBD）製品）は、葉や花穂から抽出されたものも流通及び使用が可能となることから、保健衛生上の危害の発生を防止するため、**当該製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けるとともに、市場流通品の監視指導を徹底**する。
 - ※ 限度値や限度値を担保する検査法などは、追って公表。民間の製品検査体制は、麻薬研究者免許を取得した検査事業者等により実施。
- 大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に大麻成分（麻薬）を生じ得る一部の成分（例：THCA）について、麻薬とみなして規制を行う。

3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備

現状及び課題

- 大麻栽培者（都道府県知事による免許制）について、昭和29年以降大きく減少を続け、令和3年では27名にまで減少しており、神事・祭事への大麻草の利用などの**伝統的な麻文化の継承も困難**になっているという指摘がある。
- 近年、**大麻草の活用方法が変化**（例：医薬品、CBD、バイオプラスチックなど）しているが、**栽培免許の栽培目的が対応していない**。
- 欧米では、大麻草の栽培に関し、**大麻草の有害成分の濃度の上限値を設けて、安全性を確保**しているが、日本では盗難防止等の栽培管理規制が中心になっており、栽培者の負担が大きい。

改正の内容

- 大麻取締法は、主として大麻草の栽培規制に関する法律となるため、「**大麻草の栽培の規制に関する法律**」に変更。
- 大麻草の栽培免許について、「**大麻草の製品の原材料とする場合**」（**第一種**）と「**医薬品の原料とする場合**」（**第二種**）に区分する。さらに、大麻草からの成分抽出等の加工（繊維の採取等を除く）は、上乗せで、許可制度を設定。
- **第一種免許**の下で栽培可能な大麻草について、**有害成分（THC）の濃度が基準値以下の大麻草から採取した種子等※を用いて栽培**しなければならない管理方法とし、行政が定期的に収去検査を実施。栽培者に対する行政への報告事項の追加、帳簿の備付け、廃棄の届出、保管義務等の規定を整備。

※ サンプルングのガイドラインを作成する他、上限値以下の大麻草から採取された種子等の検査を担う登録検査機関を別途定める。

<現行>	目的	免許権者
大麻栽培者免許	繊維・種子を採取する目的	都道府県知事 (有効期間1年)



<改正後>	目的	免許権者	有害成分の規制
第一種大麻草採取栽培者免許	大麻草の製品の原材料	都道府県知事 (有効期間3年)	基準値以下の大麻草の種子等を用いて栽培
第二種大麻草採取栽培者免許	医薬品の原料	厚生労働大臣 (有効期間1年)	医薬品原料のため基準値を超える栽培も可能

- 大麻草採取栽培者等が厚生労働大臣の許可を受けた場合に、発芽可能な大麻草の種子の輸入を可能にする。大麻草採取栽培者による発芽可能な種子の譲渡は、他の大麻草採取栽培者による栽培目的等に制限する。
- 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許（厚生労働大臣の免許）を要することとする。

医 薬 発 0110 第 2 号
令 和 7 年 1 月 10 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

第一種大麻草採取栽培者免許申請の審査について

今般、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、令和7年3月1日から大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下「法」という。）第2条第4項の規定に基づき、大麻草から製造される製品の原材料を採取する目的で大麻草を栽培する「第一種大麻草採取栽培者」が新たな免許区分として規定されること、当該免許については、法第5条第1項の規定により都道府県知事免許とされていることです。

この度、当該免許の審査業務その他法の運用について公平を期するとともに免許業務の円滑な運営を図るため、審査基準を定める上での参考事項等をまとめましたので業務のご参考にしていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 審査基準

1 栽培目的等の妥当性

大麻草の栽培について、栽培目的や事業計画が適切なものであること

【考え方】

大麻草の栽培目的に関しては、産業利用の観点から栽培を認めるものであり、保健衛生上の危害防止の観点から単なる趣味・嗜好に基づく申請に対して免許を与えることは想定しておらず、栽培目的等の妥当性に係る基準が必要である。

事業計画が曖昧な状態で栽培を開始した場合、必要以上の大麻草を栽培するおそれがあり、不正流通、盗難事故等の保健衛生上の危害が相対的に高まることが想定されることから、大麻草の栽培から製造した製品の供給までの一連の過程が事業計画として明確かつ実現可能となっている必要がある。

2 栽培管理

ア 栽培地の場所及び面積が、栽培目的等に照らして適切なものであること

【考え方】

不正流通による濫用防止の観点から、栽培地の場所及び面積が事業計画の達成にとって適切なものである必要がある。

例えば、①栽培地の面積が、その栽培目的、事業計画等に照らして過不足ないものであること、②原則として栽培の面積が1アール(100㎡)以上であること等を求めることが考えられる。

- イ 栽培を行う土地や保管施設等と事務作業スペースが分離していること

【考え方】

所有する大麻の滅失等の事故を防止するため、適正に大麻草の栽培や保管を管理できる必要がある。

- ウ 適正に保管できる施設を備えていること

【考え方】

栽培地外の保管施設に保管することも可能であるが、栽培地外の保管施設に持ち出す際には持出し許可が必要になる。

- エ 管理体制が適切なものであること

【考え方】

例えば、①日常的に栽培管理状況を確認できる体制であること、②法人又は団体である場合(自然人が他人に指示の上、栽培等の補助を行わせる場合を含む。以下同じ。)は、栽培、保管管理等、関連する過程に係る責任分担を明確にし、監督者がこれを統括するとともに、各過程の責任者が密接に連携でき、かつ、相互チェックが可能な組織及びシステムを確保していることを求めることが考えられる。

- オ 大麻草の種子等の入手先が明確であり、かつ、濃度基準値を超えない大麻草の種子等を用いて栽培することが明らかであること

【考え方】

特に前年において免許を有していない場合には、不正栽培により得られた種子等でないか確認する必要がある。

また、 $\Delta 9\text{-THC}$ の濃度基準値を超えない大麻草の栽培であることを担保するためには、免許を与える際に播種する大麻草の $\Delta 9\text{-THC}$ 濃度を書類等で確認する必要がある。

なお、播種する予定の大麻草のデータが古い等、濃度基準値を超えない大麻草であるかどうかの明確な判断が困難な場合は、免許交付後、入手した当該大麻草の種子を分析機関に人工光下で栽培させたものを検査させ、濃度基準値以下であることを確認した後、栽培を開始させる等の条件を免許に付すことが考えられる。

- カ 必要に応じ、交雑を防止するための措置をとっていること

【考え方】

近隣に別の品種を栽培する栽培者が存在する(し得る)場合及び野生種が発生しているような地域性がある場合に交雑防止措置をとる必要があるか検討し、当該措置をとる必要がある場合には、他の栽培者の栽培地と一定の距離が取られているか、毎年作付けの際に外部から新たな種子の提供を受けているか、これらの措置をとることが難しい場合にはビニル

ハウス等を設置すること等による交雑防止措置をとっているか（とるか）等を確認するものとする。

3 盗難防止対策

栽培を行う土地、施設等には、盗難防止対策を講ずること

【考え方】

第一種大麻草採取栽培者が栽培できる大麻草は、 $\Delta 9$ -THC の含有量が低い品種に限られていることに鑑み、設備等の措置が必要な場合であっても一般農作物の盗難防止対策を超えるような著しく合理性を欠く義務を課さないこと。

大麻草には、多寡に差はあるものの THC 類が含まれていることを念頭に、必要に応じ、下記に例示するような大麻草の盗難防止対策を講ずる必要がある。

その際、改正法第2条による改正前の法においては、大麻草採取栽培者が栽培する大麻草の $\Delta 9$ -THC 濃度の定めがないことから、堅牢な高い柵等を設けるといった厳格な栽培管理がなされていたが、改正法施行後においては第一種大麻草採取栽培者が栽培可能な大麻草が $\Delta 9$ -THC の含有量が低い品種に限られていることで濫用の危険性が減じられていることから、柵等の措置をとることを義務付けることは不要とし、栽培地のおかれている状況（昔から栽培されておりその地域に大麻草があることに違和感がない、これまでも地域で盗難がないよう監視されている、栽培する品種が極めて低濃度で盗難の危険性が低い、栽培地や施設で盗難等が発生した際に栽培者がすぐに駆けつけられるところに常駐している）等を勘案し、どの程度の盗難防止対策が必要か個別具体的に判断するべきであると考えられる。

例えば、 $\Delta 9$ -THC 濃度が低い大麻草を栽培していることを前提として、

- ① 人目に付きにくく、敷地境界線から十分に距離が離れている場合には、柵を設けずに、注意喚起の看板を設置することや、定期的に見回りを実施することに加え、そうした盗難防止対策を防犯機器等で補完することが考えられる。
- ② 地域で従前より栽培を行っており、地域で監視体制が構築され、定期的に見回りが行われている等、不審な外部者の栽培地への立入りが困難な場合にも、柵の設置等の措置は必要ないと考えられる。
- ③ 上記以外の地域においても、栽培地の目立ちやすさ、地域の窃盗等の犯罪発生動向、注意喚起の方法、日常的な監視の状況等を勘案して、状況に応じた盗難防止対策を検討すること。盗難防止のための措置をとる場合であっても、一般的な農作物の盗難防止対策として実施している一般的な方法を参考に合理的な対策を柔軟に検討すること。

第2 その他

第1の審査基準に基づいて、免許を付与するに当たっては、以下のような条件を付すことが考えられる。

- 1 行政への報告、行政による立入り等の監視指導に対応・協力すること。
- 2 免許を受けた栽培者は、大麻草には麻薬が含まれていることを認識して、その厳重かつ適正な管理に留意するとともに、大麻の濫用を助長することにつながるような宣伝や広告等を行わないこと。
- 3 使用する種子が濃度基準値以下のものであることが明らかでない場合に当該種子を用いて栽培しようとするときは、その種子が濃度基準値以下のものであることを、検査機関が人工光下の促成栽培による分析で確認したものを播種すること。

以 上